大規模災害への対応力強化に向けた提言

～令和７年に発生した災害の検証を踏まえ～

我が国は、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の切迫性が指摘されている。

また、近年全国各地で、毎年のように深刻な豪雨災害が発生しており、令和７年以降は各地で大規模な林野火災も頻発している。

これらの災害対応を通して顕在化した新たな課題や教訓を踏まえ、多様化・激甚化する大規模災害への備えを強化していくことが重要である。

１　被災地支援体制の強化

○　令和６年能登半島地震における災害関連死や孤立集落の発生といった課題を踏まえ、能登半島地震のみならず、全国でこれまで発生した災害における災害関連死や孤立集落の事例の分析を行い、原因に応じた予防・対応策を講じるとともに、これらの対策の推進に係る必要な財政的支援を行うことで、事前防災の充実強化を図ること。

○　南海トラフ巨大地震など、大規模災害時の拠点空港として位置づけられている空港については、拠点機能を最大化するため、滑走路延長や平行誘導路整備など周辺空港と同等の機能を具備するための防災力強化に特化した新たな補助制度を創設すること。

○　発災後は、技術系職員を中心にマンパワーが不足することが想定されることから、災害からの復旧・復興を着実に進められるよう、復旧・復興支援技術職員派遣制度を含め、十分な人的支援を行うこと。

　また、行政実務の経験がある元地方公共団体職員は被災地において即戦力となる存在であることから、「元職員等情報提供制度」の活用など、人的支援を充実させること。

○　応急対策職員派遣制度について、被災自治体、応援自治体双方に過度な財政負担が生じないよう十分な財政措置を行うこと。また、災害救助法の対象外経費に係る業務について、被災都道府県へ求償する際の取扱いを統一し、派遣元の費用負担を軽減するための措置を講じること。

○　大規模災害における各省庁や各種団体等全国組織の統制に基づく専門人材等の応援派遣や物資支援にあたっては、その派遣先について、各自治体が行う対口支援先や支援内容を十分考慮した府省庁間の総合的な調整により、効果的・効率的な応援体制を確立すること。

○　災害時における都道府県との窓口を一元化すること。

　また、発災時の調査照会については、都道府県の災害応急対策に支障を来さないよう適時適切なタイミングで行うこと。

○　「首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」及び「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」の運用において、即時応援道府県等の職員（市町村職員を含む）が、着実に被災市区町村まで赴くことができる輸送スキームについて、実動組織による支援も含めて、国の責任で実効性のある体制を整えること。

　また、受援都県・重点受援県と即時応援道府県等間で、実効性を確保するために実施すべき取組について、関係都道府県等間の対応に差が生じないよう支援するとともに、平時における研修、訓練、人材育成に要する追加経費について、十分な財政措置を講じること。

○　平常時の火葬能力を遥かに上回る数の犠牲者の発生が想定される大規模災害時の遺体への対応について、国の主導により、火葬支援可能な自治体を調整のうえ、被災自治体に対しプッシュ型で遺体搬送車両を展開するなど、都道府県域を越えた広域的火葬支援体制の構築を行うこと。

○　住民の広域避難に伴う、被災地における公立病院の財政状況の悪化や、その後の住民の帰還に伴う医療需要の増加に柔軟に対応できるよう、継続的な支援体制を国の主導により構築すること。

○　医療施設等災害復旧費補助金について、激甚災害法適用による補助率嵩上げが対象とならない民間医療機関及び医療関係者養成所施設に対し、補助率を嵩上げすること。

○　児童福祉施設及び社会福祉施設等の災害復旧費国庫補助金について、工事事務費に係る上限を撤廃又は緩和するとともに、原則として補助対象外となっている借用土地及び借用施設に係る災害復旧に要する費用を全額補助対象とすること。

○　広域避難している被災施設入所者や、長期にわたる避難所生活等で新たに配慮が必要となる方の受け皿を整備するため、入所対象者が全壊等の施設の入所者に限られるといった制約の多い福祉仮設住宅などの制度の柔軟な運用や拡充、新たな制度の創設等を行うこと。

○　被災中小企業・小規模企業へ手厚い再建支援を実施するため、局地激甚災害の指定基準の緩和及び災害救助法適用時に活用できる自治体連携型補助金の補助対象に中小企業を加えること。

○　移動手段が限定される離島においては、現地で十分な看護支援活動ができるよう派遣期間について、災害支援ナース活動要領に特例的な取扱いを明記すること。

○　児童が被災により別の自治体の保育所等を利用した場合、施設に対する補助については避難先自治体の負担になることから、財政負担軽減のため、国が地方負担分の全額を財政支援すること。

○　災害等廃棄物処理事業費補助金について、被災した家屋等の公費解体費用に対する補助対象を、特定非常災害が適用された場合に限定せず、半壊の家屋等まで拡大するとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう見直すこと。

○　災害ボランティア活動に要する資機材の平時からの調達、被災現場までのボランティアの移動や資機材の運搬手段、宿泊拠点の確保、災害ボランティアセンターの運営等、災害ボランティアの活動に必要となる経費全般に対する財政支援を行うこと。

○　一般住宅火災による一時避難先としての公営住宅目的外使用承認申請について、被災者への早急な住宅提供のため、事前承認を不要とするなどの運用を検討すること。

２　被災者支援制度の強化

○　被災者生活再建支援法の想定を超える国難級の大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、国の補助率を通常の２分の１から５分の４に引き上げるなどとした特別の負担により対応すること。

○　被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

○　応援した自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求を制度化すること。

　また、救助に係る事務の実態に応じて十分な措置がなされるよう、災害救助法第２条第２項における救助事務費の算定方法の見直しを検討すること。

○　賃貸型応急仮設住宅供与にかかる居住者死亡等における損害補償について、一部屋単位から民間の保険が適用できるよう、保険会社に対して、保険プランの作成を依頼すること。

○　賃貸型応急住宅の供与について、応急修理と併用する場合に、賃貸型応急住宅に入居してから応急修理の申込みができるよう制度の見直しを行うこと。

○　被災者の健康管理や衛生管理、及び生活再建支援の観点から、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、テレビ等の生活家電の給与又は貸与についても災害救助法の対象とすること。

○　被災者支援の核となる災害救助法について、地方自治体の自主的・弾力的な運

用が可能となるよう、発生した大規模災害の実態等を踏まえ、救助範囲や事務費の拡充、及び確実な財政措置を講じること。

また、救助範囲の拡大に伴って地方自治体職員の事務負担が増加することについて、例えば、求償事務の簡素化など負担を軽減するための措置を講じること。

○　近年の短期集中的な降雪の増加や雪下ろし事業者の不足といった現状を踏まえ、災害救助法の適用に際しては、救助期間の延長（特別基準の適用）についても併せて協議を行い、適切に対応すること。

加えて、除雪作業中の写真を不要とするなど、救助実施の確認方法の簡素化について検討すること。

○　雪下ろし事業者の確保対策を豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の支援対象に加えるなど、深刻な担い手不足への対策を強化すること。

○　被害認定調査・罹災証明書交付から支援金等の支給までの業務について、被災市区町村が広域応援を受けても迅速かつ適正に行えるよう、デジタル活用を進め、住家被害認定の判定方法を簡略化するなど業務の標準化を図るとともに、自治体に財政負担が生じないよう継続的かつ十分な財政措置を行うこと。

○　風害に係る住家被害認定調査について、外観の被害程度によって迅速に判定できるよう、水害や地震と同様、簡易な調査方法を策定すること。

○　非木造等の住家被害認定調査に係る調査員の育成のため、研修等に係る経費への財政支援や全国統一的な研修教材の提示など、研修環境の整備を行うこと。

○　被災地心のケア事業について、地方負担が生じることのないよう、その全額を財政支援すること。

３　災害対策の強化

○　住宅の再建等に向けた液状化対策について、事業期間が長期にわたることが見込まれるため、継続的に技術的・財政的支援を行うこと。

また、地下水位低下工法により液状化対策を行う場合に、対策の効果継続に必要となる管路やポンプ等の長寿命化に対する技術的・財政的支援を行うこと。

○　被災した公共土木施設の早期復旧が図られるよう、災害査定の早期採択決定に努めるとともに、災害査定業務の簡素化を図るため、労務費や物価の上昇を踏まえ、採択保留金額の引き上げを検討すること。

○　災害復旧事業における工事の分割は、業種区分が異なるもの、または、分割による工期短縮が図られ、かつ経済的となる範囲に限定されるが、自治体の財政負担の軽減を図るため、気候等により一時中止を余儀なくされる工事や、複数年の施工が必要な工事についても、実際の発注単位に応じた分割数で採択されるよう

分割条件の緩和を検討すること。

○　国土強靱化の取組については、今後の原油高や物価高、賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、計画的かつ更なる加速化・深化を図るために十分な予算を通常予算とは別枠で確保すること。

○　中東情勢の影響による建設資材の価格高騰や供給不足が懸念されている現状を踏まえ、災害復旧事業が着実かつ円滑に推進されるよう必要な措置を講じること。

○　土地の境界再確定の加速化に向けて、土地境界問題対策プロジェクトチームが令和７年９月に策定した「土地境界再確定加速化プラン」に基づき、引き続き、地籍調査の短期集中実施や、土地境界再確定にかかる住民負担軽減に必要となる支援を行うこと。

また、災害後の円滑な復旧・復興に資する地籍調査を推進できるよう、実施主体である市町村からの要望額や労務費の上昇を踏まえた所要の事業費を確保すること。

○　流域治水プロジェクトに基づく施策の着実な推進を図る観点から、河川整備や河川管理施設などの既存施設の老朽化対策等を計画的に推進するとともに、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化に対する流域治水の取組を強力に推進するため、所要の事業費を確保すること。

○　ライフラインの耐災害性の強化に向け、上下水道施設の耐震化や老朽化対策は必要不可欠であり、特に、浄水場や下水処理場等の上下水道システムの急所施設や、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化を進めることと、耐用年数超過や腐食が認められる上下水道管路等の老朽化対策について促進することが重要であることから、補助金・交付金の採択基準の緩和、国庫補助対象の拡充と国庫補助率の大幅な引き上げといった財政措置の拡充を図ること。

また、上下水道耐震化計画やストックマネジメント計画に位置づけられた対策が確実に実施できるよう、十分な予算・財源を確保すること。

さらに、災害時の早期復旧を可能とする全国の相互応援体制についてあわせて確立すること。

○　埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえ、道路陥没事故の未然防止やリダンダンシーの確保を目的とした対策を全国的に推進するため、引き続き第１次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた上下水道の強靱化対策の着実な推進や路面下空洞調査の実施に必要な予算を確保すること。

○　上下水道と同様に重要である工業用水道施設の管路更新・耐震化を進めるための十分な予算を確保し、特に甚大な被害が想定される地域へ重点的に配分するとともに、工業用水道施設の耐震化等に対する国庫補助率を下水道事業と同水準まで引き上げること。

○　携帯電話基地局強靭化対策事業について、地方自治体に財政負担が生じないよう、国の責任と財源において、事業を推進すること。また、事業者に対して整備に係る応分の負担を求めることを検討すること。

○　木造建築物が密集する地域における大規模火災への対応を強化するため、地域特性に配慮した住宅等の防火対策や市街地整備、消防力の整備などの取組に対して、財政措置の充実を図ること。

○　「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」報告書に記載の提言内容について、着実に推進すること。

○　消防車や消防艇による消火を十分に行えなかったため、大きな延焼を招いた令和６年能登半島地震の事例に鑑み、自衛隊の全ての航空部隊が空中消火を円滑に実行できるよう各地域の担任部隊が自治体主催の防災訓練における空中消火訓練への参加等を通じて、各自治体との連携の維持・強化を図ること。

○　林野火災の消火活動に絶大な効果を発揮する自衛隊大型ヘリコプター用の消火バケットを国の関係機関へ配備すること。

○　住民に対する実践的な防災教育の場を整備するために必要な財政措置を充実すること。

○　市町村及び都道府県が防災・減災への取組を継続して行っていけるよう、本年度創設された防災力強化総合交付金の対象経費の拡充及び地方負担の軽減を行った上で、十分な予算を確保すること。

○　酷暑時における避難の長期化を見据え、屋内運動場の空調設備整備事業の補助率や上限額を拡充するなど、避難所環境の改善に向け、国による財政措置を更に充実させること。

○　被災者見守り・相談支援等事業について、地方負担が生じることがないよう、仮設住宅供与期間中は、その全額を財政支援すること。

　また、災害公営住宅の完成・入居後も財政支援を継続すること。

○　仮設住宅設置期間中の住民の安心した日常生活を支えるため、生活支援サービス等を提供する総合的な機能を有するサポート拠点の整備・運営費用について、災害救助法上の対象への追加や新たな補助制度の創設など、恒久的な財政支援を講じること。

○　被災した社会福祉施設の復旧に当たっては、災害査定業務の更なる簡素化等を

図るとともに、原形復旧だけでなく、個室化・ユニット化など現在の施設として求められる機能を付与することや入所施設から訪問サービスへ、といったサービス種別の変更及び一部廃止を可能とするなど、地域の実情に応じた復旧についても補助対象とすること。

あわせて、追加工事を理由とした査定後の増額協議を可能とするとともに、震災による入所者の激減等により、厳しい経営を強いられている事業所に対し、事業再開や継続に向けた運営費用等についても支援すること。

○　「南海トラフ地震臨時情報」及び「北海道・三陸沖後発地震注意情報」について住民、事業者等が正しい理解のもと適切な行動を取れるよう、地方自治体と協力して丁寧な周知を継続して行うこと。

○　津波警報に伴う避難について、生活状況等の客観的要因により徒歩や自動車避難等の避難方法を判断する技術的助言を行うこと。

また、避難行動を促すための避難情報の発信の仕方や指定緊急避難場所における対応の仕方等を検討し、ガイドラインを策定するなど避難対策を強化すること。

○　災害発生時の大規模停電を防ぐための危険木の予防伐採を迅速に進められるよう、国において自治体や電力事業者等の関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すこと。

○　地震活動が継続しているトカラ列島近海の地震については、原因が定かでないことが風評被害や誇張された情報の拡散に繋がり、住民の不安に拍車をかける大きな要因になったとも考えられるため、国において、発生原因やメカニズムの解明等に向けた観測や調査、予兆の研究の実施について検討すること。

○　自治体単独では十分な備蓄量を確保することが困難なことから、国が整備している分散備蓄拠点の備蓄物資については、能登半島地震の実績も踏まえ必要な備蓄量を確保すること。

○　相次ぎ発生している大規模自然災害における外国人観光客の安全かつ迅速な帰国を支援するため、「Safety tips」などの情報伝達手段の機能強化及び普及促進を図ること。

また、災害時に国内に取り残された外国人観光客等への支援について、現在、外務省、内閣府（防災担当）、観光庁等に機能が分散していることから、防災庁の設立を契機に、防災庁が司令塔となり、関係省庁が連携してこれらの業務を担う体制を整備すること。

さらに、自治体による最前線での対応の指針となる法令やガイドライン等を作成するために必要な費用負担も含め、関係者の意見を十分に踏まえて整備し、発災時には駐日大使館等との情報共有を円滑に行うなど、防災庁が関係機関を統括

する司令塔として総合調整を行うこと。

○　防災庁の地方機関である「防災局」について、防災体制の空白地を生まないため、全国各地における大規模地震発生の可能性や、バックアップ機能の確保の観点から、設置するエリアや組織体制が十分なものとなるよう検討すること。

○　津波災害警戒区域・特別警戒区域を問わず、移転元地の防御のためのハード整備を行えるよう、防災集団移転事業の活用要件を緩和するとともに、補助対象経費の範囲を拡大すること。

○　「津波対策の推進に関する法律」第 16 条第２項に基づく、地方公共団体による津波ハザードマップの整備等への財政支援については、現行の適用期間が令和９年３月 31 日までとされていることから、令和９年度以降も引き続き自治体が津波対策に取り組めるよう、期限を延長し、恒久化についても検討すること。

○　スフィア基準の達成に向けて、都道府県や市町村が救援物資等を調達する際の費用について、十分な財政措置を講じること。

　また、基準を達成するために必要となる多くの救援物資の備蓄について、防災拠点の老朽化等により、十分なスペースが確保できないことから、保管場所の確保や整備が行えるよう、新たな財政措置を講じること。

　さらに、各自治体で調達・保管できないものについては、国のプッシュ型支援や流通備蓄の調達等により柔軟に対応できるよう、基準達成に向けた国の考え方を示すこと。

　加えて、１人当たりの居住スペースなど、大都市においては避難者数が多く避難場所の確保にも苦慮していることから、地域の実情に応じた運用方針を示すとともに、各自治体における好事例を取りまとめ、広く全国へ周知すること。

４　防災ＤＸの推進

○　新総合防災情報システムの整備内容について情報提供を行うほか、新総合防災情報システムの連携する自治体で整備する防災情報システムのランニングコスト等の運用費用についても財政措置を講じること。また、新総合防災情報システムについては、被災自治体への広域応援の際に、応援職員をはじめとする関係機関にとっても、被災状況等の情報共有に資する実効性のあるシステムとして、整備運用すること。

○　マイナンバーカードや専用アプリ等のデジタル技術を活用し避難所内外の避難者の把握・管理及び避難所運営、更に被災者支援に至る業務などの効率化を図る仕組みについて、国及び全ての自治体においてシステムの仕様や運用がばらつくことのないよう、国主導により全国標準の統一化を図ること。また、大規模災

害時における広域避難にも対応できるよう、都道府県域を越えた情報共有が可能な広域被災者データベース・システム及びそれを支える共通のデータ連携基盤を国において整備すること。

あわせて、これらのシステムの導入及び維持に係る自治体負担の軽減を図るため、緊急防災・減災事業債の恒久化及び対象事業のさらなる拡大や、地域未来交付金（デジタル実装型）における自治体ごとの申請上限数の撤廃等により、システムの維持管理経費を含めた十分な財政支援を行うとともに、自治体が円滑に導入・運用できるよう、専門家の派遣等による支援体制を整備すること。加えて、被災者の迅速な支援に資する被災者支援システムに対しては、引き続き、同交付金の対象とする等、安定的な財政措置を講ずること。

さらに、国による統一システムの構築までの間に、各自治体が独自に構築・運用するシステムについても地方財政措置を講じた上で、国の統一システム構築時には、既存の自治体システムとの情報連携に支障が生じないよう、確実な連携を確保すること。

○　地域の交流の場であり、災害時には避難所にもなる公民館等を、物流や移動、情報のハブとして整備するために必要な支援を継続的に行うこと。

また、有事に備えて平時から当該ハブを拠点としたドローン航路について整備する必要があることから、航路の検討・整備に係る財政負担に対して、支援を行うこと。

令和８年７月 17 日

全 国 知 事 会